

**介護サービス情報公表システム  
視聴覚障がい者への対応等に関する情報の記載についてのお願い**

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

最近、視聴覚に障がいをお持ちの方やその御家族から、「視聴覚障がい者が入所又は利用可能な介護保険施設や介護サービス事業所についての情報がない」という御相談が増えています。

介護サービス情報公表システムの「介護事業所検索」では「キーワード検索」機能があり、例えば「手話」でキーワード検索すると、公表情報に「手話」というワードが含まれている事業所が検索できます。

公表情報に視聴覚障がい者への対応状況が記載されていれば、視聴覚障がい者やその御家族は、安心して施設・事業所を選ぶことができます。

そこで、視聴覚障がい者に対応したサービスが提供可能な施設・事業所におかれましては、対応状況について公表情報に記載を加えてくださるよう、御協力をお願いします。

○「基本情報」の「介護サービスの提供内容に関する特色等」の欄に、「聴覚障がい」「視覚障がい」「手話」といったキーワードを含んだ記載を加えてください。

(記載の例)

- ・手話によるコミュニケーションが可能
- ・手話ができる職員が常駐
- ・聴覚障がい者に対応したサービスを提供
- ・視覚障がい者に対応したサービスを提供
- ・聴覚障がい者専用ユニットを設置
- ・視覚障がい者専用ユニットを設置

**【参考情報】**

- 神奈川県聴覚障害者福祉センターでは、手話が母語の聴覚障がい者が入所するグループホーム・高齢者施設を対象に出前コミュニケーション講座を行っています（費用無料）。 電話 0466-27-1911
- 神奈川県ライトセンターでは、視覚障がい者への支援方法等について相談支援を行っています。 電話 045-364-0023

問合せ先  
社会参加推進グループ  
電話 045-210-4709